平成２５年（フ）第３７号
兵庫県養父市八鹿町下網場416番地１　グランドピュア301号室、前住所兵庫県養父市八鹿町八鹿558番地６
破産者　立脇金物店こと　立脇　政憲
１　決定年月日　平成26年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第５号
香川県観音寺市高屋町947番地１
破産者　三好くるみ
１　決定年月日　平成26年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第１３号
香川県観音寺市池之尻町961番地
破産者　山下　博三
１　決定年月日　平成26年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２号
愛媛県今治市松木348番地１、開始決定時の住所愛媛県今治市高市甲８番地８
破産者　眞鍋　　敬
１　決定年月日　平成26年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３０号
佐賀県唐津市鎮西町横竹752番地４
破産者　坂本　篤是
１　決定年月日　平成26年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第６１号
北海道旭川市３条通12丁目986番地　ロイヤルシャトー３条402号室
破産者　石井　誠士
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２号
北海道旭川市３条通12丁目986番地　ロイヤルシャトー３条402号室
破産者　石井利恵子
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４８号
北海道旭川市東光７条３丁目４番14号
破産者　滝本美奈子（旧姓高森）
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５５号
北海道旭川市東旭川南２条３丁目１番14号
破産者　斎藤　睦子
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
青森県むつ市荒川町６番５号
破産者　倉本　順子
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６２号
川崎市幸区鹿島田２丁目10番46号
破産者　堀込　一志
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１５６号
神奈川県茅ヶ崎市平太夫新田８番地２　クレールＩＺＵＭＩ102
破産者　牧　　藍
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４号
新潟市秋葉区新津本町２丁目８番11号、前住所新潟市北区横井1090番地４
破産者　酒井　正子
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１号
石川県羽咋市千里浜町リ289番地１
破産者　岡澤　捷一
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第３２号
石川県羽咋市千里浜町リ289番地１
破産者　岡澤久美子
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第２０９号
静岡県浜松市南区三和町179番地　パークタウン宮前Ｂ102、前住所静岡県浜松市中区小豆餅４丁目６番９号　グランヴィ小豆餅208号
破産者　赤堀　哲志
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１４３４号
大阪市住吉区遠里小野３丁目10番11　ＯＰＨ杉本町１階102号室、開始決定時住所京都府宇治市小倉町神楽田38番地の182
破産者　松下　政輔
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４８９号
京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地19棟201号
破産者　栢下　三郎
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５６号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目２番１―401号
破産者　田中メーリングことクリエイトこと　田中　愼一
１　決定年月日　平成26年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所